

現場事務所等への木材利用について

I 目的

森林土木工事における更なる木材の利用促進と、一般住民への建設事業への広報活動及び現場労働者の作業環境改善を目的とする。

II 対象工事

森林整備課所管工事のうち、標準的な現場環境改善を実施する森林土木工事を対象とする。なお、受注者が任意で実施できることとする。

III 対象となる現場事務所等

- (1) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
- (2) 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- (3) 上記（1）、（2）の構造・仕様は問わない。

IV 使用する木材

合法性・持続性の証明された木材を原則使用することとする。
木材の使用量についての指定はしない。

V 費用計上

現場事務所等への木材利用に係るすべての費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。

（例）一般のプレハブ構造の現場事務所に目隠し等を設置する場合、木製の目隠し用パネルの製作費（材料費、設置・撤去費）

VI 現場環境改善費について

- (1) 営繕関係の実施する内容（率計上分）に現場事務所等への木材利用を追加することとする。
- (2) 現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、営繕関係のほか、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。

Q1 農林水産部森林整備課所管工事のうち、現場環境改善費が計上されている森林土木工事については、現場事務所等に木材を使用しなければならないのか？

A1 必ず現場事務所等に木材を使用しなければならないものではありません。

今回改正は、森林土木工事において、受注者が木材利用への取組として現場事務所等での木材利用に取り組む場合において、現場環境改善費を活用できることを明確にし、そのことにより現場環境改善費を活用しやすくなったものです。

Q2 現場事務所等に木材を利用するとは、具体的にどのようなものなのか？

A2 治山林道工事で使用されている多くの現場事務所では、プレハブのコンテナハウスが使用されていますが、想定している現場事務所への木材利用は以下に掲げるものとします。

ただし、使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を使用することを原則とします。

ア) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等を全て、木材を使用した現場事務所。

イ) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の一部に木材を使用した現場事務所。(フレームに鉄骨等を使用し他の部材が木材であるものを想定)

ウ) プレハブのコンテナハウスの壁面保護や目隠しとして、正面1面以上に木製のパネルを設置したもの。

なお、ア)、イ)及びウ)の木製のパネルは、現場で製作したもののほか既製品でも可とします。

Q3 治山林道工事で多く使用されているプレハブのコンテナハウスの中には、天井に化粧合板や、床材に合板が使用されているものがあるが、これらについても現場事務所等に木材利用がなされていると解釈できるのか？

A3 一般的なプレハブのコンテナハウスにおいて使用されている合板等のみでは、木材利用がなされているとは認めないものとします。

Q4 プレハブのコンテナハウスを現場事務所として設置し、事務所に木製のテーブルや椅子等を配置した場合でも現場事務所等に木材利用がなされていると解釈できるのか？

A4 現場事務所に配置する木製の机、テーブル、椅子、棚、ロッカーなどの家具類のみでは現場事務所等に木材利用がなされているとは認めません。また屋外に木製の花壇、ゴミ箱を配置したのみの場合でも同様とします。

Q5 既製の木製コンテナハウス等を購入して現場事務所として設置した場合は、木製コンテナハウス等の購入費は現場環境改善費に含まれるのか？

A5 既製の木製コンテナハウス等の購入費は現場環境改善費に含まれません。現場事務所は賃料等として共通仮設費の営繕費で計上されていることから、これで計上されている賃料等を設置する木製現場事務所の賃料が上回る場合、その差額を現場環境改善費で賄うという考え方となります。

Q6 現場事務所等に木材利用したことを認める場合、使用量の下限を設定するのか？

A6 木材の使用量の下限は設定しませんが、現場事務所等に木材が利用されていると第三者が認識できる程度利用されていることを想定しています。

また、第三者が認識できる程度利用されているとは、Q2のイ)の場合明らかに木製であると認識できるもの、ウ)の場合正面1面以上覆われているものとします。また、ウ)に類するものとして、集落内や一般道での境界に塀として設置する場合は【参考】現場事務所等への木材利用の事例に掲載した「現場事務所に塀を設置した事例」程度に木材を使用した場合は、これに当てはまると考えられます。

なお、合法性・持続性を証明された木材を使用していることの確認は必ず実施することとしてください。

Q7 合法性・持続性を証明された木材の使用はどのように確認するのか？

A7 受注者が材木業者等から資材を購入する際に合法木材である販売管理票等の合法性・持続性の証明が確認できる証明書を発行してもらい、それにより確認をしてください。また既製品の木製のコンテナハウス等を使用する場合は合法性・持続性を証明した木材を使用して製作されたことを証明できる書面で確認ができた場合において認めることとします。
また、現場での支障木等を活用する場合においては、監督職員が確認し、使用承認をすることで、同様の扱いとします。

Q8 現場事務所等への木材利用を行った場合には、営繕関係の実施する内容の「現場事務所等への木材利用」として実施したことを認めることに加え、地域材を利用した場合には、地域連携の実施する内容の「社会貢献」として実施したことを認めることになるが、このことは一つの実施内容で、複数の計上費目を率計上することに問題はないのか？

A8 「現場事務所等への木材利用」は、労働者の作業環境の改善を目的として現場事務所等へ木材を使用することとしています。この場合、合法性・持続性を証明された木材を使用することになっていますが、これは樹種や産地を限定しているものではなく、使用する木材を地域材に限定しているものではありません。
一方「社会貢献」は、地域の木材産業に貢献することを目的としており、使用する木材を地域材の使用を限定しています。
このため、実施内容はそれぞれ異なっており、複数の計上費目を率計上することになるとは考えていません。

Q9 快適トイレの入口の目隠しに木材を利用した場合、現場事務所に木材を利用しなくても、木材利用実施として認められるのか？

A9 快適トイレとして認める仕様にはトイレ入口の目隠しが必須となっていることから、この目隠しに木材を利用してもらいたいです。快適トイレの設置は現場環境改善費ではなく別途積算で計上することになっていることから、現場環境改善費率計上分の対象とはなりません。

Q10 現場事務所と別棟で現場休憩所を設置した場合、現場休憩所のみに木材利用を行った場合については現場環境改善費の対象となるのか？

A10 Q2のア)における建屋を現場休憩所とする場合においては、現場事務所に木材利用がない場合においても、監督職員の判断により木材利用に該当するものとしてもよいこととします。ただし、現場事務所は共通仮設費の営繕費として計上できますが、現場休憩所はこの営繕費で計上できないので、現場環境改善費で設置することに留意してください。

Q2のイ)を実施する場合において、現場事務所と現場休憩所の設置箇所が異なる場合は前記と同様の考え方とし、現場事務所と現場休憩所を隣接して設置する場合は極力両棟の目隠しを実施すること、もしくは実施できるよう配置することを検討してください。

なお、現場休憩所を設置することは木材利用をする、しないに関わらず、営繕関係費目の内容である現場休憩所の充実が適用となります。

Q11 Q2のイ)は、現場事務所の目隠しに既製品を使用しても良いと解釈できるが、ホームセンター等で販売されているラティスフェンス(格子状の目隠し)を使用することは可能か？

A11 合法性・持続性の証明された木材を原則使用することとしており、これに該当する製品であれば使用しても良いですが、森林土木工事で使用する現場事務所であることから、森林土木工事で使用する木材と同様の考え方で使用する木材を選定されたい。

Q12 R8年度に現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充が行われ、地域連携の費目に現景観向上(美装化・デザイン看板等)が追加されたが、当該通知による現場事務所等への木材利用を行うことで、現場事務所の見た目が良くなると思われるが、これはこの美装化に当たるのか？

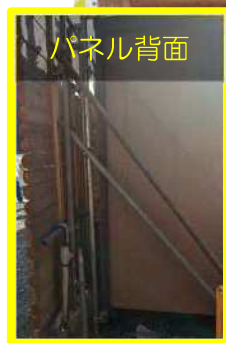
A12 現場環境改善費は、実施する内容の効果が期待できないものは対象外としているため、現景観向上(美装化・デザイン看板等)とは、市街地部の施工現場でよく行われている、施工現場に設置される仮囲い等に描かれる絵やデザイン看板を設置することをもって「現景観向上」とするものと考えています。
現場事務所等への木材利用は、木材を利用することによる現場労働者への癒し空間の提供、森林土木事業での木材利用の拡大・PR、施工現場の周辺住民等への配慮を目的としていることから、美装化という表現は適切ではありませんが、現景観向上の効果が期待される箇所ではこの実施内容を適用することも可と考えています。

Q13 Q12の回答で、「現景観向上」の効果が期待される箇所ではこの実施内容を適用することも可」ということであるが、具体的にどのような箇所か？

A13 現場事務所の設置箇所が、集落周辺、国道・都道府県道・市町村道等周辺や多くの登山者・入込者の目に触れる箇所に限り効果が期待できると考えており、森林土木工事の現場では該当箇所に限られることから、この内容を選択できるのは前記に記載した箇所において、第三者の目に触れる箇所のみとするのが適当と考えています。
なお、現場事務所等への木材利用を実施する場合は、前記の箇所においても、可能な限り地域材を使用し、地域連携の社会貢献として実施するようお願いします。

(参考) 現場事務所等への木材利用の事例

現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠し



(現場事務所に塀を設置した事例)



壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用して
いる現場事務所



現場事務所等への木材利用とはならない事例

(例) リサイクルゴミ箱 のみの目隠し

その他に、木製の机、椅子、棚、ロッ
カー等の家具類、木製の花壇も同様。



リサイクルゴミ箱（分別ごみ箱）の設置は、
木材の利用に関わらず、仮設備関係の環境対
策の充実に該当。